平成２２年（フ）第６１４号
大阪府南河内郡河南町大字中1030番地、前住所大阪府南河内郡太子町大字太子43番地の１
債務者　仲田　　篤
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１５号
大阪府南河内郡河南町大字中1030番地、前住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番23―102号
債務者　仲田　隆文
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１６号
堺市東区丈六197番地　北野田グリーンハイツ205号
債務者　堂崎　茂男
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
埼玉県新座市石神２丁目９番24号
債務者　高久三千男
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野木　尚郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８５号
横浜市港南区港南台２丁目１番３―1408号
債務者　北風　　審
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小倉　孝之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７４３号
名古屋市守山区小六町７番23号　メゾン小六701号
債務者　朝比奈亮二
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉江　仁子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１２号
大阪府羽曳野市恵我之荘１丁目11番23―102号、前住所大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目７番５号
債務者　品川　悦洋
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　洋文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１９号
大阪府大阪狭山市西山台２丁目10番８号、前住所大阪府豊中市栗ヶ丘町９番70号
債務者　衣川　洋子
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　洋文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１号
さいたま市北区奈良町119番地９　ハイム奈良307号室
債務者　島津　明仁
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
埼玉県南埼玉郡白岡町西２丁目９番29
債務者　加藤　麻美
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
埼玉県志木市幸町４丁目２番50号　メルヴェーユⅠ　204号
債務者　小姓堂直子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
埼玉県川口市原町３番11号　エバーグリーンコート402号
債務者　原子　和恭
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５３７号
埼玉県新座市野火止８丁目15番６号　ローズガーデン壱番館206号室
債務者　田中　正宏
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０３号
さいたま市大宮区桜木町２丁目238番地　梨華ビル201
債務者　加藤　紀子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２５号
埼玉県鴻巣市下忍3850番地１　グランド吹上702号
債務者　渋谷　幸生
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
名古屋市北区西味鋺４丁目508番地　西あじま荘４棟305号
債務者　八釼智津代
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部